

真庭市立遷喬小学校いじめ問題対策基本方針

令和6年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

R5年度の本校のいじめ認知件数は7件あり、同級生間や他学年からのからかいや嫌がらせであった。児童相互のいざこざや、相手の立場に配慮せずに自己中心的な考えに起因する言動であった。R4年度比較で認知件数は変わらないが、「いじめ見逃しゼロ」を目指している本校にとって、いじめを認知しているという事は、いじめの発見や解決にアンテナを高くして真剣に向き合っている証だと考える。また、児童や保護者、教職員アンケート結果から児童の自己中心的な言動には改善傾向が見られ、落ち着いた雰囲気生まれてきていることが窺える。このことから、被害者やその周りの児童にもいじめを容認せず、解消に向けて主体的に取り組もうとする雰囲気も生まれつつあるのではと推察する。H28年度以前にネットへの書き込み事例も発生していること、スマートフォン所持の増加傾向にあること、児童のネット利用について保護者と危機感を共有する必要があることから、ネットに関わる問題も留意し、学年に応じた指導をしていく。児童の充足感の把握として、年3回のアンケートと年2回のQUによる把握と学級担任による教育相談、全職員による共通理解と支援・指導、人権週間における人権標語づくりや参観授業を行っている。また、一人一人を大切にするために、児童のいじめ根絶に向けた実践意欲と態度を高める集会や学校だよりを通して、児童や保護者の人権意識の高揚に取り組んでいる。R5年度より生徒指導提要のポイントを教職員間で確認・共有し、日常的に発達支持的生徒指導や授業に内在化した生徒指導を行っている。今後も効果的な取組推進に向けて、児童が主体となって取り組む環境づくりや外部関係機関との連携、いじめ未然防止に有効な支援・指導力の育成につながる教職員研修の実施、保護者に対する協力依頼と研修を継続する必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。「いじめはどの児童・学級でも起こりうるものであり、いじめの解消・予防がよりよい社会形成につながる」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなくてはならない。そのため、家庭、地域、関係諸機関との連携をもとに、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は、適切かつ迅速にこれに対応するものとする。

＜重点となる取組＞

- ・QUを6月と11月に、充足感アンケートを年3回実施し、学級集団や児童の実態を把握、取組の改善を行うことで、必要な支援を行うとともに、児童一人一人の自己有用感を高め、互いを認め合える雰囲気を育成する。
- ・プロジェクトアンケートを年3回実施し、結果を分析して「一人一人を大切に学級風土づくり」や「多様性を認める、受け入れる集団づくり」の指導改善を行う。
- ・児童会、保護者、地域と連携し、あいさつ・返事・正しい言葉遣いを広め、いじめ解消の実践力を高める場の設定に取り組み、互いを大切にしようとする意識の高揚を図る。
- ・掃除指導、美的環境づくりに努める。
- ・いじめの未然防止、早期発見やその後の対応能力向上のための職員研修を実施する。
- ・児童のインターネット利用の実態を把握するとともに、各学年の児童、保護者に対して情報モラルに関する指導を計画的に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none">・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校の取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。・学校運営協議会委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等について児童・保護者の啓発を行う。・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	<p>いじめ対策委員会</p> <p>＜対策委員会の役割＞</p> <ul style="list-style-type: none">・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応＜対策委員会の開催時期＞・年3回開催（毎学期、必要に応じて外部委員も参加）＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達。＜構成メンバー＞・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等・校外 PTA会長、スクールカウンセラー、SSW等 <p>全教職員</p>	<p>＜連携機関名＞</p> <ul style="list-style-type: none">・岡山県教育委員会 <p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的な情報交換・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣 <p>＜連携機関名＞</p> <ul style="list-style-type: none">・真庭市教育委員会 <p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ事案の報告・相談 <p>＜連携機関名＞</p> <ul style="list-style-type: none">・真庭警察署 <p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none">・非行防止教室 <p>＜学校側の窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒指導主事

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(学級経営・学年経営の充実)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の望ましい言動を児童相互や教師が取り上げ、その意味づけを行いながら児童相互が支え合おうとする意識と意欲の向上を図る。・QUや充足感アンケートで児童の実態把握をし、取組の改善を図ることで、よりよい学級経営・学年経営に努める。また、「分かる・できる授業」を実践し、児童一人一人が授業の中で成就感や充実感をもてるようにする。(基礎的・基本的事項の徹底習得、算数科におけるTT指導、学び合いなど) <p>(道徳教育の充実)</p> <ul style="list-style-type: none">・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。また、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。・全職員で児童の様子を把握し、よい行いを積極的にほめる取組を進める。 <p>(児童会活動の充実)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめについて考える週間において、児童会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。また、縦割り集会や外遊びを活性化させ、協力したり協調したりすることを経験させ、人よりよく関わる力を身に付けさせる。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童のインターネットに関する利用状況調査を行い現状把握に努めるとともに、児童、保護者に対しても情報モラル教育を行う。 <p>(いじめを生まない環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童会、保護者、地域と連携し、あいさつ・返事・正しい言葉遣いに取り組み、互いを大切にしようとする意識の高揚を図る。児童主体のいじめ防止に関わる集会活動を行う。・掃除指導、美的環境づくりに努める。 <p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none">・生徒指導提要のポイントを確認、共有するための職員研修を適宜実施する。・いじめの未然防止、早期発見やその後の対応能力向上のための職員研修を適宜実施する。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none">・QUを6月と11月に、充足感アンケートを年3回実施し、学級集団や児童の実態を十分に把握し、いじめの未然防止や早期発見と解決を図る。 <p>(相談体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童との会話、児童の休み時間の観察や、日記などから交友関係や悩みを把握する。・充足感アンケート後に学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。・スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実を努める。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の気になる変化や行為について職員会議や職員終礼などで早急に情報の共有を図る。また、事案の概要と対応を「生徒指導の記録」に記録し、職員による共通理解と支援・指導を行う。・積極的ないじめの認知につながるよう、PTA総会でいじめ問題基本方針等について説明し、いじめ防止に向けた取組に対し理解を促すとともに、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを紹介する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none">・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた児童への支援)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた児童への指導)</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。 <p>(重大事態への対処)</p> <ul style="list-style-type: none">・重大事態が発生した旨を、教育委員会へ速やかに報告する。・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。